

今回は、最近照会のあった案件の中で今後の議事運営の参考になるものを説明させていただきます。

ただし、一部の案件は照会した自治体の特定を避けるため、説明等を判り易くするために実際に照会した事実と異なる部分がございます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 工事請負契約議案の対応について

本市で定例会に提出された工事請負契約の議案を委員会に付託し、審査中である。

このような状況の中で執行機関から、仮契約を結んだA法人が諸般の事情から工事請負契約の辞退を申し入れてきた。これにより、同じ条件でB法人と仮契約を結びたいという旨の報告があった。

執行機関としては、現在提出中の契約の議案を撤回せず、議案の訂正で対応することを希望しているが、A法人の契約辞退とB法人との新たな契約を同時に報告した執行機関の対応について一部の議員から反発が起きており、訂正を認めず現在提出されている議案

連載18

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部法制参事
本橋 謙治

の議決を主張する議員がいる。
当該議案の取扱いをどのようにするのが適当か。

A1 まず契約議案の訂正についてですが、確かに議案の訂正という方法で対応することが考えられますが、契約金額の変更などと異なり、今回のケースは契約の相手方そのものがA法人からB法人に変更されるという契約の根幹をなす事項の中でも最も重要な部分の変更であること、改めてB法人と契約の締結を行うことを考慮すると、現在提出されている契約議案の訂正で対応することは問題があると考えます。

よって、既に提出している契約議案を撤回（議会の議決が必要）し、新たな契約議案として再提出し、議会の議決を得ることが適当

と考えます。

次に訂正を認めずに議決することですが、契約を締結するか否かは長の権限であることから、仮に当該議案を可決したとしても既に相手方が契約の締結を辞退していることから契約は締結されず、議会が可決した契約議案に基づく執行は行われないうこととなります。このようなことが明白である中で果たして議会が審議して議決する必要性があるのか疑問であることから、先程説明したように現在提出されている議案を撤回した後に新たな議案を提出し、これを議決する事が適当です。執行機関が撤回、再提出という方法を拒否し、あくまで議案の訂正で対応しようとするならば、議会は議案の訂正について議決で可否を決することができることから、訂正を認めない、つまり否決することにより、議会が希望する

方法である当該議案を撤回して新たな契約議案を提出することを求めることができます。

なお、今回の契約議案に関する執行機関から議会への報告ですが、最初の契約の相手方であるA法人の契約辞退とB法人との新たな契約に関する報告を同時に行ったことについては法的な問題は生じませんが、A法人の契約辞退については、議会が審議中であることを考慮し速やかに報告すべきではなかったのではないかと考えます。これは、議会は報告があるまで審議、審査を行っており、結果的には審議、審査が無駄になってしまう恐れがあるからです。

以上のことから、議会の審議、審査の日程に影響を及ぼす可能性がある執行機関から議会への報告については、その方法や時期について執行機関は考慮することが適当です。

Q2 契約議案に記載されている事項の変更について

本市で定例会に提出された工事請負契約の議案を委員会に付託し、審査中である。

このような状況の中で執行機関から、仮契約を結んだ法人の代表者の指名が変更となった旨の報告があった。

当該議案は訂正するべきか。

A2 結論から言いますと議案の訂正を行うことが適当です。議決対象となる部分が議案の訂正の対象です。今回の議案は契約議案であることから、相手方に関する事項が議案に記載されていると考えられます。

以上のことから、相手方の法人代表者の変更は議案の訂正として処理することが適当と考えます。

なお、契約議案の議決後に相手方の法人の代表者が変更となった場合ですが、議決事項の変更は議決で対処するという考えから契約変更の議決が必要と考えるかもしれませんが、法人の代表者の変更は相手方の法人の内部における問題であり、契約の効力に変更が生じるものとは考えられず、実質的な契約内容の変更とは言えないことから、改めて変更の議決を採る必要はないと考えます。

参考 行政実例（昭和26年11月15日）

問 法第96条第1項第9号（現行では第5号）により市会の議決を得た契約に対し、

その後契約内容の一部に変更を加えようとする場合、その変更が当初の趣旨に反せず且つ著しいものでない限りは、市長の契約施行上の範囲内に属するものとして市長において実施し得、市会の再議決を要せずと解して良いか、例えば建築請

負契約において、

一 工事の一部設計変更により、議決された請負契約金額は増額となるが、設計変更の程度が著しい変更又は重要部分に対する変更でない場合

二 竣工期日が遅延しても工事の目的達成上著しい支障が生じないと認められるような場合

答 議会の議決を経た事項の変更については、すべて議会の議決を経なければならぬ。但し、軽易な事項については、第180条により措置しておくことが適当であろう。

Q3 委員会審査が終了した事件に対する対案の提出について

長から提出された条例案を所管する委員会に付託し、委員会では原案可決となった。

委員会の議決結果を知った、付託された委員会に所属しない議員が本会議に対案を提出する意向であることが判明した。仮に議案が提出された場合、当該議案の審議等において留意すべき事項は何か。

A3 まず、対案の提出についてですが、これ

を本会議に上程し委員会に付託する場合、既に提出された条例案は委員会で可決されていることから、付託委員会では一事不再議の可能性が考えられます。このようなことを避けるため、①既に可決されている条例案について委員会が再審査の議決を行い、委員会で長提出の条例案と議員が提出した条例案と一緒に審査する、②本会議で長提出の条例案を再付託し、議員が提出した条例案と一緒に審査することが考えられます。

この他に一事不再議の可能性があるのは委員会であることから、議員提出の条例案については委員会への付託を省略し、委員会審査が終了した長が提出した条例案と一緒に審査することや対案として提出するのではなく、長の提出した条例案に対する修正案として提出することも考えられます。

委員会審査が終了した条例案と一緒に審議する方法は、二つの条例案を一括議題とし、議員提出の条例案の提案説明、質疑、付託省略の後、長提出の条例案の委員長報告と質疑を行い、両案の討論を行った後に採決という順序が考えられます。採決では先に諮った方が可決すれば、一方は議決不要となり、先に諮った方が否決ならば、もう一方を諮ることになります。

Q4 委員会で修正可決された事件に対する質疑について

所管の常任委員会に付託された長提出の議案が委員会で修正可決された。これを委員長報告することになるが、一部の議員が委員会で可決された修正案について質疑を希望している。委員会で修正案を提出した議員や執行機関の職員を答弁者とすることは可能か。

A4 結論から言いますと可能です。確かに委員長報告に対する質疑であることから、答弁者は委員長とすることが原則です。しかし、委員会で修正案が提出され、これを可決した場合は修正案の審査に参加しない議員が修正案の内容等について疑問を持つことは十分に予想できることです。

以上のことから、委員会での修正案について提出者や執行機関に対して質疑することが可能であり、このことを会議規則でも認めています（標準会議規則第41条参照）が、冒頭に述べた委員長報告（原案可決、否決、修正可決のいずれの場合でも）に対する質疑の答弁は委員長が行うことが原則です。よって、まずは委員長が答弁することを検討し、質疑の内容などから委員長が答弁することが困難な場合には、委員会で修正案を提出した議員が限

定的に答弁するという運営が適当と考えます。

なお、答弁者の指定についてですが、質疑者が修正案に関する答弁者として委員長ではなく修正案の提出者を指名することが考えられますが、これはあくまで質疑者の希望であり、これに応じる法的な義務はないと考えます。したがって、答弁者を誰にするのかについては、質疑の内容に応じて委員長が提出者と協議して判断することになります。また、執行機関に対する質疑ですが、委員長報告後の質疑の内容はあくまで修正案に限定され、その他の原案に関する質疑は既に付託前の本会議で行われており、ここで原案に関する質疑を認めることは、議論の蒸し返しとなり審議の効率の観点から問題があるからです。

参考 標準市議会会議規則

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

Q5 参考人の代理出席について

当市議会の常任委員会に付託された事件について、委員会条例に基づき関

係者一人を参考人として招致し、意見を聴取することになったため、本人と事前に日程の調整を行った上で本人を参考人として委員会に招致する議決を行った。

参考人招致の当日、委員会には参考人本人ではなく、本人の代理を名乗る住民が委員会に来た。参考人として議決した本人に電話で確認したところ、急用により委員会に行くことができなかったため、急遽、代理を依頼したということを確認した。

この代理人を参考人として意見聴取することは可能か。

A5 参考人の招致に関する手続ですが、参考人を招致する議決をする前の手続については規定がありません。しかし、一般的には参考人招致の議決をする前に本人と日程等に関する調整を行った上で議決することが適当です。これは、参考人を招致するということは、議会（委員会）が外部の意見を聴取した上で意思を確定したいという判断があるからと考えます。よって、参考人の出席は相手の任意ではありませんが、原則として参考人として議決した本人が議会（委員会）に来て、その意見を聴取するべきと考えます。そのため、事

前に参考人と連絡を取り、参考人の都合等を確認、調整して参考人の招致の日を議決することが適当です。

今回は、参考人が急用のため議会（委員会）に行くことが不可能となったために参考人の判断で代理人を議会（委員会）に行かせたことによって生じた問題です。議会が議決したのは参考人本人であり、代理人ではありません。したがって、この代理人を直ちに参考人とすることはできないと考えます。このため、この代理人に対して地方自治法第207条に基づく実費弁償を支給することも問題となります。

このような事案への対応ですが、標準委員会条例第28条、第29条第3項を基に代理人による意見陳述を認める議決をして代理人による意見聴取を行うことが考えられます。今回のケースはたまたま最初に議決した参考人と連絡が取れたことにより、代理人を名乗る者が真の参考人の代理人であることが判明しましたが、常にこのようなことになるとは限らないので、事前に参考人と打ち合わせをする際には、緊急に連絡をとれる手段を確保しておくことが必要です。

参考 標準市議会委員会条例

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、

この限りでない。

第29条 第1項、第2項省略

3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

Q6

継続審査事件を有する特別委員会に付託された事件について

今年の3月定例会に調査特別委員会を設置する際に当該特別委員会は、調査、審査する事件の調査、審査終了まで閉会中も審査、調査を行うこととする旨の議決をした。

今定例会に当該特別委員会に付託された請願を審査しているが、会期中に採択、不採択を決することが困難であることから、継続審査とすることで調整が進められている。継続審査について、一部の委員が特別委員会の設置の際に上記議決を行っていることから、当該請願については継続審査の手続を行う必要はないと主張している。

設置の際に先に示した内容の議決をしている特別委員会においては、設置後に付託された事件について継続審査の手続が不要なのか。

AG 結論から言いますと必要です。特別委員会設置の際に行った議決は、設置の際に特別委員会に付託された調査事件や議案等を対象としており、将来、付託される事件を含めた継続審査の議決とみなすことは不可能と考えます。

継続審査は委員会に付託された特定の事件に対して行うものであり、特別委員会の設置時に付議された特定の事件というのは、設置時に事件として存在しているものであると解します。したがって、設置の際に特定の事件として存在していない請願を設置時に継続審査の議決をしたことを理由に自動的に継続審査となると解することは無理があります。よって、当該請願については、改めて継続審査の手続を行うことが必要と考えます。

なお、継続審査の期限ですが、議決の際に期限に関する事項を含めて議決しなければ、次の定例会まで（厳密に言うとな次の定例会の会期末まで）審査することが可能です。ただし、この間に臨時会が招集され、当該臨時会において期限に関する事項を含めた議決をしていない継続審査事件が審議、審査された場合は、当該臨時会の会期末までに改めて継続審査の手続を行わなければ、臨時会の閉会と同時に廃案となることに注意が必要です。

最後に請願の審議、審査の期限ですが、法

律上、請願の審議、審査に関する期限はありません。しかし、請願は住民が原意の実現を議会に求めるものであることから、慎重な審議、審査が求められる一方、できるだけ速やかに議会としての意思を確定させ、住民にその結果を伝えることが適当と考えます。

参考 地方自治法

第109条 第1項から第7項まで省略

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 省略

参考 行政実例（昭和25年5月3日）

閉会中の審査期限は、必ずしも次の会期末までは限らないが、その継続審査に特に期限を付さない限りは、原則として次の会期末までと解するのが相当である。

参考 行政実例（昭和27年10月31日）

便法としてあらかじめ「審査終了まで」継続審査に付す旨の議決を経ておけば、後会において、継続審査の手続をとる必要はない。

参考 行政実例（昭和41年12月26日）

問 継続審査に付された事件は、特に期限

を付さない限りは原則として次の定例会までとされているが、次の定例会以前に招集された臨時会までに委員会審査を終了したため、臨時会付議事件として告示した場合、次の諸点についてご教示願いたい。

一 招集当日会議を開くに至らなかった（流会）場合は、当該事件は後会に継続すると解すべきか。

二 有効に開会された会議において付議するに至らなかった場合は、当該事件の継続審査の効力は臨時会終了とともに消滅したと解してよいか。

三 一において当該事件は後会に継続しないと解した場合、地方自治法第113条にいう再度招集の「同一事件」たり得ないと解されるがどうか。

答

- 一 お見込みのとおり。
- 二 後会に継続するものと解する。
- 三 一により承知されたい。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
質疑応答議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方財務実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）